

平成29年7月3日

耐震管工事における専任配置技術者の必要資格について

当企業団では今後の耐震管工事に於いて、専任配置技術者の必要資格が、平成32年4月以降から変更となります。

平成21年度から口径φ450以下の耐震管継手接合を含む配水管工事については、日本ダクタイト協会の発行の受講証を有する者が専任配置で許可をしておりましたが、平成32年4月以降からは、日本水道協会の発行の配水管技能者登録証（耐震継手）を有する者の専任配置が必要となります。

尚、口径φ500以上の耐震管継手接合を含む配水管工事については、日本水道協会発行の配水管技能者登録証（耐震継手及び大口徑）を有する者を専任配置することが仕様書等に明記されております。

又、配水用ポリエチレンパイプ工事に於いて耐震継手及びメカニカル継手接合の施工記載がある場合に於いても、日本水道協会発行の配水管技能者登録証（耐震継手）が必携となります。